



事務所だより 8月号

西田成希税理士事務所

炎暑の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

7月は大雨、猛暑が交互に來ましたね。テニスも雨や熱中症予防で中止となりました(T_T)。大雨では、大きな被害が出ました(平成30年7月豪雨と名付けられています)。芦屋でも山手の方は、川が濁流と化し滝のような勢いで流れていた、と聞きました。皆様は被害はなかったでしょうか。



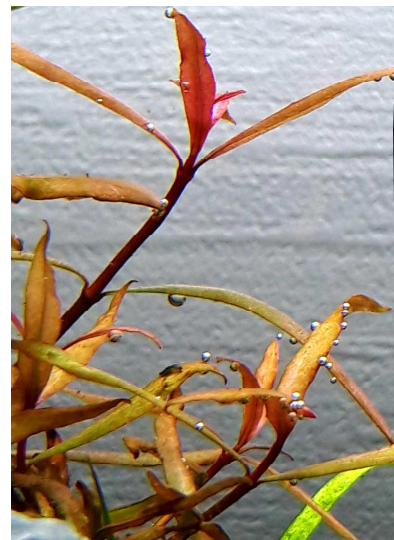
ここ数年、暑いといえどことん暑い、雨が降るといえば一度に大量に降る、極端な天候だと感じています。日本経済新聞7/30の夕刊に「誰がエアコンを壊したか」というコラム(エッセイ?)が載っていました。内容としては、この100年で年平均気温が3.2度上昇していて、このままだと自分たちの子供やその子供たちが生きる時代にはさらに3.2度上がります。地球のエアコンが壊れてどんどん暑くなっている状況です。そんな壊してしまったエアコンしかない部屋を次世代に渡していいのか?という記事でした。『自分が壊したわけではない』や『自分たちが生きているあいだ何とかかなればいい』という考えは捨てないといけませんね。分かり易く問題提起されていて、考えさせられました(・_・;)。

天候でいえば、台風12号が日本列島を襲いました。幸い豪雨の被害があった地域での更なる大きな被害はなかったようですが、この台風12号、とんでもないコースで日本に上陸しました。見たこともないコースだったので、ネットでは「気象兵器か?」と話題になっていました。太平洋高気圧の位置と偏西風のコースの影響で東から西に向かったようですが、

光合成で水草から酸素が出ています。



台風を自由に操れて被害をもたらすことができる、となると怖いですね。ずっと同じ場所に台風を居続けさせる…。とんでもない被害



少しキラキラ光ってとても綺麗です。

が発生します。「気象兵器」真剣に開発しているのでしょうか?北京オリンピックの時に中国は人工的に雨を降らせて開会式の日を晴れにした、っていうのがありましたね。もしや今回の台風12号はすでに…(@_@)。

では、事務所だより8月号をお送りします。まだまだ、暑い日が続きますがお身体には十分お気を付けてください。

☆ お知らせ (2018年8月の税務)

期 限	項 目
8月10日	▶ 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	▶ 6月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 12月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	▶ 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告
	▶ 個人事業税の納付(第1期分)
	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

☆ 民泊の所得区分は?

6月中旬に住宅宿泊事業法が施行されたことで、届け出をすれば住宅宿泊事業者として誰もが民泊を行えるようになりました。これを受け国税庁は、民泊事業によって生じる所得区分や必要経費の処理方法について取りまとめ、このほど発表しました。

民泊によって生み出される所得は所得税の課税対象になり、その所得は原則として「雑所得」

に区分されるそうです。所得税法では、不動産の貸し付け（賃貸）による所得は「不動産所得」に区分されますが、民泊は不動産賃貸業と異なる扱いとされました。

民泊に利用できる家屋は、①現に生活の本拠として使用されている家屋、②入居者の募集が行われている家屋、③随時その所有者等の居住の用に供されている家屋——に限定され、宿泊日数も制限されています。以上のような民泊の性質や事業規模、宿泊できる期間などを踏まえると、アパートのようなものではないことから、住宅宿泊事業法に規定する民泊で得た所得は、原則として雑所得に区分されるとというのが国税庁の見解です。

ただし、不動産賃貸事業者が契約期間の満了などによる不動産の貸し付けを終了した後に、次の契約が締結されるまでの間、不動産を利用して一時的に民泊を行った際の所得は、不動産所得に含めてもかまいません。また、民泊の所得によって生計を立てているなど、所得税法上の事業として行われていることが明らかであれば、その所得は「事業所得」に該当するとしています。

☆ 広告税！？

税務大学校はホームページ上の「税の歴史クイズ」のコーナーに、神奈川県で昭和初期に課税されていた「広告税」についての問いを追加しました。クイズの内容は、課税対象だった広告のうち、他と異なる税率が適用されていたのは『アドバルーンによる広告』に加え、①港に設置された広告、②東海道本線の車窓から見ることを目的とした広告、③電飾を使って夜間でも見ることができる広告——のいずれであるか、というものです。

クイズの答えは②。税務大学校によると、東海道本線は新幹線や高速道路がなかった当時の最重要幹線であり、川崎、横浜、小田原などの主要な都市部を網羅していたことから、沿線の広告は多くの人目に触れたそうです。広告税の年間収入2,106円のうち、東海道本線の車窓から見ることを目的にした高校からの収入が1,463円と大半を占めていました。

広告税は大正時代から戦後にかけて課税されていた地方税で、昭和11年の時点では神奈川その他、宮城、栃木、静岡でも採用されていました。また、昭和17年4月1日～昭和21年9月1日は国税でも課税。国税としての広告税は、看板のほか、新聞広告や広告入りカレンダーも課税対象としていました。

いろんな税金がありますね。芦屋では、看板などの広告について規制があります。派手な看板を規制していますが、広告税にして基準に合致した看板などの場合は税金を安くする、という方法にすれば、税収が増えるし規制も出来て一石二鳥？

☆ 人材を採用して試用した時に受けられる助成金

◆ トライアル雇用助成金（一般トライアル）

採用に関する助成金の中でも申請件数の多いのがトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）です。

概要は実務経験や能力の不足等の理由で就職が難しい求職者を、常用雇用へ移行する事を前提として最初に有期雇用契約社員として3ヶ月間試行（トライアル）採用します。その間面接や筆記試験でははっきりしない本人の適性や能力をじっくり確認した上で常用雇用するか否かを判断します。常用雇用に適さないと判断した場合は最長3ヶ月で契約期間満了として雇用を更新しない事もできます。厚生労働省によると試行採用した求職者の約8割が常用雇用に移行しています。

◆ 対象となる事業所・求職者は

事前にハローワーク等にトライアル求人を申し込み、ハローワーク等の紹介により対象者を雇い入れた雇用保険に加入している事業所です。

求職者は次のいずれかの要件を満たし、トライアル雇用を希望した方です。

- ① 紹介日時点で就労経験のない職業に就く事を希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で卒業後安定した職に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に2回以上、離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で離職している期間が1年を超えている
- ⑤ 妊娠、出産、育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 母子家庭の母、父子家庭の父等、就職支援で特別な配慮を要する

◆ 助成金額と申請時期

対象者1人当たり月額最大4万円、最長3ヶ月で最大12万円が支給されます。

トライアル求人をした時は雇用開始日から2週間以内に「実施計画書」を提出しておき、有期雇用終了後、2ヶ月以内に助成金の支給申請をします。

また、正規雇用に至らずとも受給はできます。

補助金、助成金、いろいろな種類のものがあります。まず、詐欺に気を付けてくださいね。あとは、補助金は原則1回限りです。補助金をもらった方がいいが、トータルで見るともらわないほうが良かった、ということもあります。よ～く検討してください。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488